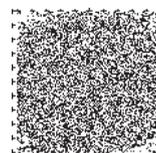
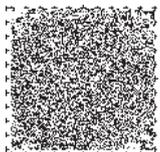


# 資料編





# 1 関連法令

調布市高齢者総合計画は、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」及び、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」の二つの計画を総称した名称となっています。以下は、その根拠となる「介護保険法」及び、「老人福祉法」の抜粋です。

## (1) 介護保険法抜粋（平成27年4月1日施行）

（市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

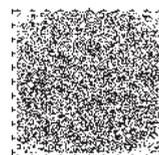
一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

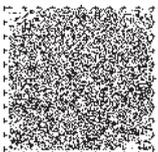
四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項



六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 10 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

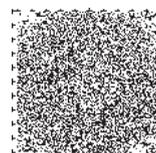


## (2) 老人福祉法抜粋（平成27年4月1日施行）

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



## 2 調布市高齢者福祉推進協議会条例

---

わたしたち調布市民は、住み慣れたまち「ちょうふ」で生涯にわたって有意義に、かつ、主体的に暮らすことを願う。

わたしたち調布市民は、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるような高齢者福祉施策の展開を求めるとともに、自ら活動し、地域の福祉力の向上に努める。

わたしたち調布市民は、超高齢社会を迎える中で、介護保険をはじめとする高齢者福祉を自らの課題として受け止め、市民と行政とが一体となって総合的に高齢者福祉を推進することを目的に、相集い、情報を共有し、協働して課題解決に当たるため、この条例を制定する。

(設置)

第1条 前文に規定する基本理念に立脚し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護保険を含む高齢者福祉施策（以下「高齢者施策」という。）を総合的に推進するため、調布市高齢者福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

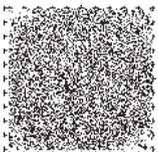
第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、調整等を行うものとする。

- (1) 国、東京都、次条第1項第2号及び第3号に掲げる団体等その他関係する団体からの情報の収集及び周知に関すること。
- (2) 苦情対応等の総合調整及び事例検討に関すること。
- (3) 介護保険の啓発活動に関すること。
- (4) 介護保険と介護保険以外の高齢者福祉施策とのサービス調整に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画又は法第117条に規定する介護保険事業計画に相当するものとして策定する高齢者総合計画（以下「高齢者総合計画」という。）への市民の意見の反映に関すること。
- (6) 高齢者総合計画等のモニターに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 法第9条第1号に掲げる第1号被保険者及び同条第2号に掲げる第2号被保険者並びにこれらの者以外の市民 5人以内
- (2) 市民による地域福祉活動を行う組織、市内で活動する介護支援専門員の組織並びに法の規定に基づき市内で居宅サービス及び施設サービスを行う事業者の組織の推薦する者 3人以内



(3) 保健、医療及び福祉の関係機関等の推薦する者 7人以内

(4) 調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）第5条に規定する調布市介護認定審査会の委員 2人以内

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を臨時に委員として委嘱又は任命することができる。

（委員の任期）

第4条 前条第1項に規定する委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。この場合において、再任された後の通算の任期は、6年を超えることができない。

3 前条第2項に規定する臨時の委員の任期は、3年以内の期間でその都度市長が別に定める。

（会長及び副会長）

第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

（招集）

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第7条 推進協議会は、委員（第3条第2項に規定する臨時の委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第8条 第2条に規定する所掌事項について調査研究するため、推進協議会に部会を置くことができる。

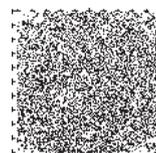
2 前項に規定する部会の組織、運営方法その他必要な事項については、規則で定める。

（顧問）

第9条 推進協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、高齢者施策に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 顧問は、市長、会長その他規則で定める者の求めに応じて、高齢者施策に関する意見を述べ、又は推進協議会若しくは部会に出席する。



(意見の聴取)

第10条 会長又は規則で定める者は、推進協議会又は部会の運営上必要があると認めるときは、委員及び顧問以外の者を推進協議会若しくは部会に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 推進協議会及び第8条に規定する部会の会議は、これを公開する。ただし、別に定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 推進協議会の庶務は、福祉健康部において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年6月規則第62号で、同12年6月22日から施行)

附 則(平成19年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

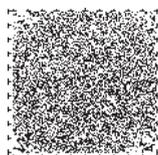
附 則(平成20年3月24日条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第8条第1項各号の改正規定は、平成20年6月22日から施行する。

附 則(平成28年9月23日条例第36号)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成30年5月31日までの間において、この条例による改正後の調布市高齢者福祉推進協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定により委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年5月31日までとする。

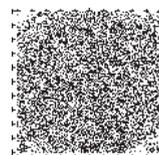


### 3 第7期調布市高齢者総合計画策定体制

【調布市高齢者福祉推進協議会委員】

(順不同・敬称略)

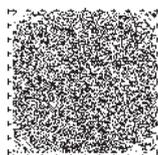
	氏名	推薦団体	役職
委員	兼子 久 <small>かねこ ひさし</small>	調布市老人クラブ連合会	
	斉藤 慶太郎 <small>さいとう けいたろう</small>	調布市自治会連合協議会	
	宮永 保寿 <small>みやなが やすとし</small>	調布市国民健康保険運営協議会	
	熊倉 亮 <small>くまくら りょう</small>	公益社団法人調布青年会議所	
	池野上 昇 <small>いけのうえ のぼる</small>	介護支援専門員調布連絡協議会	
	奥田 洋 <small>おくた ひろし</small>	介護保険サービス事業者調布連絡協議会	
	武安 眞珠 <small>たけやす しんじゆ</small>	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社	
	早田 紀子 <small>はやた のりこ</small>	東京都多摩府中保健所	
	小川 聡子 <small>おがわ としこ</small>	公益社団法人調布市医師会	会長
	乙黒 明彦 <small>おとくろ あきひこ</small>	一般社団法人調布市歯科医師会	
	荒井 さち穂 <small>あらい さちほ</small>	一般社団法人調布市薬剤師会	副会長
	小山 嘉克 <small>こやま よしかつ</small>	調布市民生児童委員協議会	
	原口 彰男 <small>はらぐち あきお</small>	調布市地域包括支援センター連絡協議会	副会長
	坂本 祐樹 <small>さかもと ゆうき</small>	社会福祉法人調布市社会福祉協議会	
	中山 大寿 <small>なかやま だいじゆ</small>	調布市介護認定審査会	
塚本 小夜子 <small>つかもと さよこ</small>	調布市介護認定審査会		
モニター員	安保 久恵 <small>あほ ひさえ</small>	公募	
	豊田 亜古 <small>とよだ あこ</small>	公募	
	増川 喜代子 <small>ますかわ きよこ</small>	公募	
	黒川 実 <small>くろかわ みのる</small>	公募	
	野口 康彦 <small>のぐち やすひこ</small>	公募	
	澤田 康子 <small>さわだ やすこ</small>	公募	
	石田 太郎 <small>いしだ たろう</small>	公募	
	平野 茂 <small>ひらの しげる</small>	公募	
金子 伊佐子 <small>かねこ いさこ</small>	公募		
顧問	市川 一宏 <small>いちかわ かずひろ</small>	ルーテル学院大学学事顧問	顧問
	内藤 佳津雄 <small>ないとう かつお</small>	日本大学文理学部心理学研究室教授	顧問



## 4 調布市高齢者福祉推進協議会開催経過

### 【調布市高齢者福祉推進協議会開催経過】

回	日程	主な審議内容
第1回	平成29年 6月29日(木)	○第7期高齢者総合計画の施策体系と進め方について ○高齢者実態調査等の結果について
第2回	7月20日(木)	○地域共生社会について(顧問レクチャー) ○高齢者の住まいについて ○在宅生活を支えるサービスについて
第3回	8月17日(木)	○生活支援の展開と介護予防の取組 ○ケアラー(介護者)への支援
第4回	9月28日(木)	○医療と介護の連携強化 ○認知症高齢者等への支援の充実
第5回	10月19日(木)	○第6期介護保険事業計画の振り返り ○介護保険制度改正について ○第7期介護保険事業計画について
第6回	11月2日(木)	○高齢者総合計画素案について(第1章~第4章)
パブリック・コメント(平成29年12月5日~平成30年1月9日)		
第7回	12月21日(木)	○高齢者総合計画素案について(第5章~第7章) ○福祉3計画合同説明会の結果について
第8回	平成30年 1月18日(木)	○計画の完成に向けた工程 ○パブリック・コメントの結果について ○コラムについて
第9回	2月15日(木)	○第7期高齢者総合計画(案)について ○介護保険事業の円滑な運営について



## 5 福祉3計画合同説明会及びパブリック・コメント

第7期調布市高齢者総合計画の策定に当たっては、「調布市地域福祉計画」と「調布市障害者総合計画」の福祉3計画同時の改定となり、福祉3計画合同の説明会を実施するとともに、広く市民の意見を求めるためにパブリック・コメントを実施しました。

### (1) 福祉3計画合同説明会

#### ① 合同説明会の概要

【開催日】平成29年12月10日(日)午後2時～午後3時30分

【会場】総合福祉センター2階 201～203

【目的】調布市福祉3計画の策定について報告し、計画の関連性を示すとともに、意見を募り、今後の計画策定の基礎資料にする。

【説明】「第7期調布市高齢者総合計画」、「調布市地域福祉計画」、「調布市障害者総合計画」について、地域福祉推進会議、高齢者福祉推進協議会、障害者総合計画策定委員会の学識経験者より説明を行った。

#### ② 合同説明会の結果概要

【来場者数】41人

【意見者数】5人

### (2) パブリック・コメント

#### ① 意見募集の概要

【募集期間】平成29年12月5日(火)～平成30年1月9日(火)

【周知方法】平成29年11月20日号市報及び市ホームページ

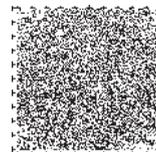
【閲覧場所】市役所2階高齢者支援室、市役所4階公文書資料室、神代出張所、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、みんなの広場(たづくり11階)、市内各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地・緑ヶ丘を除く)、教育会館

【提出方法】直接または郵送、FAX、Eメールで高齢者支援室まで提出

#### ② 意見募集の結果概要

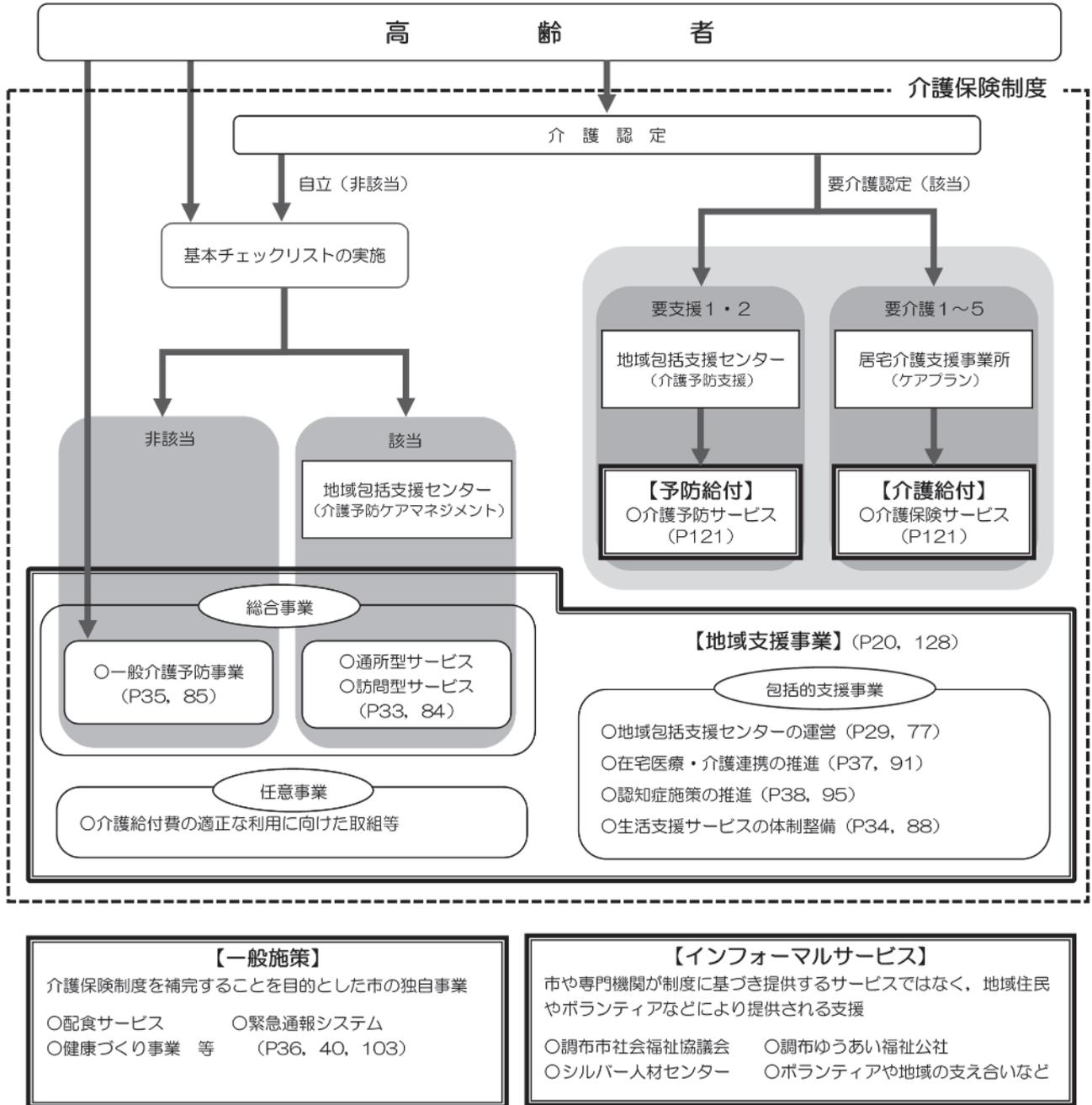
【意見提出者数】11人

【意見提出件数】14件

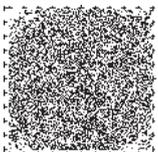


# 6 高齢者施策と介護保険サービス

## (1) 市の高齢者施策イメージ図



介護保険サービス、介護予防サービス、地域支援事業の詳細はP165～168をご参照下さい



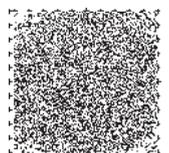
## (2) 介護保険サービス一覧

### ① 介護保険サービス・介護予防サービス

#### i) 居宅サービス

在宅の高齢者に対して提供される介護保険サービスです。利用者宅でのサービス提供のほか、利用者が施設に通ったり、短期入所するなどの形態があります。

<b>訪問介護（ホームヘルプサービス）</b>
訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯などの家事、生活等に関する相談や助言など日常生活上の必要な援助を行うサービスです。
<b>訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護</b>
要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。
<b>訪問看護／介護予防訪問看護</b>
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
<b>訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション</b>
病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士、または、作業療法士が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。
<b>居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導</b>
要支援者・要介護者に対して、病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが自宅を訪問して、療養上の管理・指導などを行うサービスです。
<b>通所介護（デイサービス）</b>
施設に通所する要支援者・要介護者に対し、食事・入浴などの介護と各種レクリエーションなどを提供することで、心身機能を維持・回復させるほか、介護に従事する家族の負担を軽減させるサービスです。
<b>通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション</b>
施設に通所する要支援・要介護高齢者に対し、リハビリテーションのほか、食事・入浴などの介護、各種レクリエーションなどを提供するサービスです。
<b>短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護</b>
要支援者・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活の援助及び機能訓練を受けるサービスです。
<b>短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護</b>
要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練などの必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。

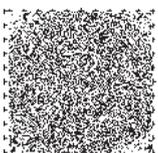


<b>特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護</b>
有料老人ホーム等に入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活の援助及び療養上の世話などを行うサービスです。
<b>福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与</b>
要支援者・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。
<b>特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売</b>
要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の給付を受けることのできるサービスです。
<b>住宅改修／介護予防住宅改修</b>
要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取付けや段差解消など、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行うサービスです。
<b>居宅介護支援／介護予防支援</b>
要支援者・要介護者が自立した日常生活が送れるよう、心身の状況や置かれている環境に応じたサービスを利用するためのケアプランを作成し、ケアプランに基づいてサービスが提供されるよう事業者を紹介し、契約締結を手伝うサービスです。

## ii) 地域密着型サービス

住み慣れた地域で、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービスを受けることができるよう、平成17年度の介護保険法改正に伴い、新たに創設されたサービスです。

<b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b>
利用者宅への定期的な巡回や本人またはその家族からの随時の通報により訪問を行い、介護及び日常生活上の世話を受けるほか、看護師等による療養の支援を受けます。
<b>夜間対応型訪問介護</b>
利用者宅への定期的な巡回または随時の通報により訪問を行い、介護及び日常生活上の世話を提供する夜間専用のサービスです。
<b>認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護</b>
施設に通い、認知症高齢者に配慮した介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを受けます。
<b>小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護</b>
利用者の選択により通所・訪問・泊まりを組み合わせ、介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを受けます。
<b>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護</b>
1ユニットが5～9人の少人数制で、認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを受けます。

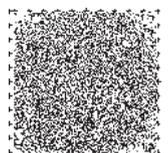


<b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b>
介護保険の事業者指定を受けた定員が29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、生活しながら介護等を受けることができる介護専用型特定施設です。
<b>地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</b>
定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを受けます。
<b>看護小規模多機能型居宅介護</b>
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問介護・泊まり・訪問看護のサービスを一体的かつ柔軟に利用できるサービスです。
<b>地域密着型通所介護（小規模デイ）</b>
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、介護、日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。 ※平成28年4月創設。

### iii) 介護保険施設サービス

介護保険施設に入居する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて提供されるサービスをいいます。

<b>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</b>
常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。
<b>介護老人保健施設（老健）</b>
在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護認定者を対象としています。
<b>介護医療院</b>
要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として平成30年度に創設されました。
<b>介護療養型医療施設</b>
急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療を行う施設です。



## ② 地域支援事業

要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が主体となって行う事業です。

### i) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

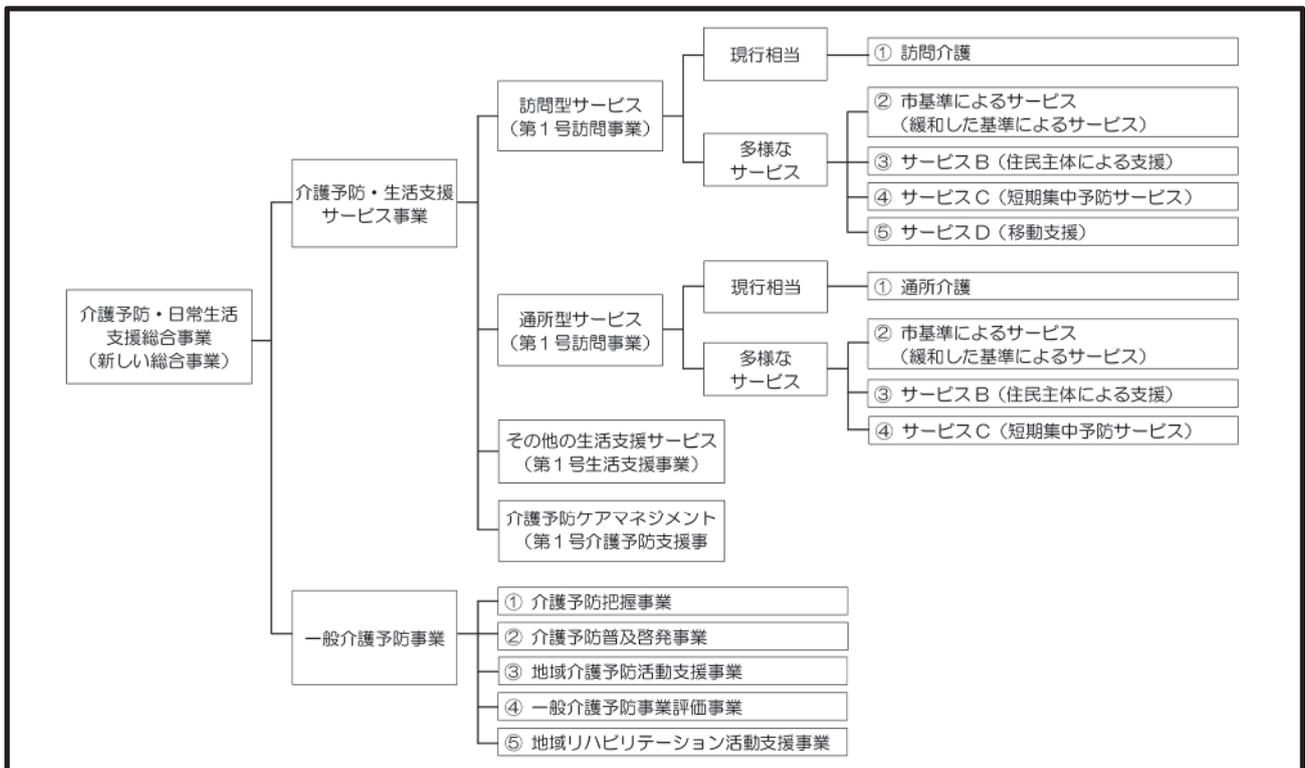
#### ● 介護予防・生活支援サービス事業

地域の事情に応じて多様な介護予防と生活支援のサービスを提供するため市区町村で実施するもので、訪問型サービス・通所型サービスなどがあります。

#### ● 一般介護予防事業

すべての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、介護予防の普及啓発や住民主体の通いの場の充実、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進するものです。

【介護予防・日常生活支援総合事業の構成】

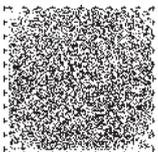


### ii) 包括的支援事業

在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策の充実など、住み慣れた地域で自立して生活するために必要な環境の整備を行う事業です。

### iii) 任意事業

市町村が地域の実情に応じて独自に行う事業です。



## 7 用語集

( ) 内は主要掲載ページ

### ア行

#### • 一般介護予防事業

(P35, 36, 63, 83, 85, 99, 128, 136)

→ (資料編 P168を参照)

### カ行

#### • 介護医療院 (P126, 127, 128)

→ (資料編 P167を参照)

#### • 介護保険施設サービス (施設サービス)

(P19, 117, 126, 140, 157, 158)

→ (資料編 P167を参照)

#### • 介護予防サービス

(P34, 121, 155)

要支援1・2の認定を受けた方が利用できる介護保険のサービスです。訪問看護や福祉用具貸付などがあります。

→ (資料編 P165, 166を参照)

#### • 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

(P22, 23, 24, 29, 31, 33, 35, 63, 83, 84, 85, 88, 128, 129, 135, 141)

従来、全国一律で実施されていた介護予防給付を、要支援の認定を受けた方の多様な生活ニーズに対応するため、従来の規制を緩和し、NPOやボランティアなどを含めた多様な主体による、地域の実情に応じた多様なサービスを総合的に提供する仕組みとして、平成27年4月1日施行の改正介護保険法において位置付けられた事業です。

→ (資料編 P168を参照)

#### • 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

(P21, 112, 126, 130, 134, 157, 165)

→ (資料編 P167を参照)

#### • 介護老人保健施設

(P21, 127, 165)

→ (資料編 P167を参照)

#### • 看護小規模多機能型居宅介護

(P21, 124, 126, 130)

→ (資料編 P167を参照)

#### • 基本チェックリスト (P85)

介護予防の必要性や利用すべきサービス区分 (一般介護予防事業・サービス事業及び給付)の振り分けを行うためのツールで、運動機能の低下、低栄養、口腔機能の低下などの項目から構成されます。総合事業の利用の際には、市や地域包括支援センターに相談に来た高齢者に対して、必ず基本チェックリストにて本人の状況を確認することとなっています。

#### • 居宅サービス

(P19, 21, 121, 130, 134, 155, 158)

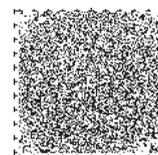
→ (資料編 P165, 166を参照)

#### • 居宅療養管理指導 (P122)

→ (資料編 P165を参照)

#### • ケアプラン (P23, 24, 31, 137, 166)

要支援・要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護・予防サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の



状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護・予防サービスの種類や内容を定めた利用計画です。要介護についてのケアプランの作成は居宅介護支援事業者が行い、要支援についてのケアプランの作成は地域包括支援センターが行います。

#### • ケアマネジメント

(P 24, 29, 31, 63, 77, 83, 84, 85, 136, 137, 139, 140, 147, 149)

介護サービスを利用する本人の要介護状態や生活状況を把握したうえで、本人が望む生活を送れるよう、様々な介護サービスを組み合わせることでケアプランを作成し、そのプランに従って、利用者に適切で効果的なサービスを提供することです。

#### • ケアマネジャー

(P 22, 23, 24, 64, 77, 79, 91, 92, 106, 107, 139, 140, 148)

要介護者（利用者）の依頼を受けて、健康状態や家族状況、希望などを把握し、利用者の立場に立って、適切なサービスを組み合わせる計画（ケアプラン）を作成し、必要なサービスを受けられるよう事業者の手配する業務を行う専門職です。利用者が必要とするすべてのサービスの調整を図る（ケアマネジメント）重要な役割を担います。介護支援専門員とも呼ばれます。

#### • ケアマネタイム (P 92)

介護と医療のスムーズな連携を目指して、各医療機関においてケアマネジャーの相談を受けることが可能な曜日や時間帯、相談の窓口になる人物、相談方法などをあらかじめ公表して環境を整備する取組です。

#### • ケアマネット (P 79)

ケアマネジャー支援の一環として行う調布市独自の勉強会で、地域包括支援センタ

ーが主催しています。市内を3地域に分けて地域のケアマネジャーの交流会や事例検討会などを年に数回実施しています。

#### • 高額療養費 (P 25)

健康保険、国民健康保険などの医療保険制度で、被保険者（組合員）またはその被扶養者が療養に際して支払った一部負担金等の額が高額となった場合に支給される給付のことです。同一の月に保険医療機関等で支払った費用の額が高額療養費算定基準額を超える場合に支給されます。75歳以上の方は、後期高齢者医療制度により同様に支給されます。

#### • 広報協力員 (P 79)

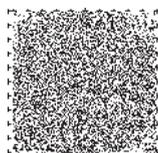
地域包括支援センターの周知活動を住民に近い立場で行うボランティアです。地域に出向いて地域包括支援センターのPR活動をしたり、地域の中で見つけた課題を地域包括支援センターにつないだりします。

#### • 国民健康保険団体連合会 (P 22, 139)

国民健康保険の保険者（市町村）が、共同して事務処理等を行うために、各都道府県に設置している法人です。その業務は、①保険者の事務の共同処理、②診療報酬の審査・支払、③保健事業、④国民健康保険運用資金の融資等があります。

このほか、介護保険法において、①介護給付費の請求に対する審査・支払、②介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者・施設に対する指導や助言を行います。

また、介護給付費等請求審査を行うために、国民健康保険団体連合会には介護給付審査委員会が置かれています。



## サ行

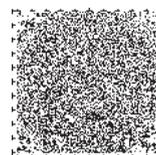
- 社会貢献型後見人（市民後見人）**（P107）  
 弁護士などの専門職や親族以外で、市区町村等が実施する研修や実習を受けて養成され、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人をいいます。
- 若年性認知症**（P94, 98, 99）  
 若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症をいいます。老年期に発症するものと、両者の間に病理的な違いがあるわけではありません。しかし、若年性認知症は、高齢で発症する認知症とは異なる様々な社会的、家庭的問題を引き起こします。
- 小規模多機能型居宅介護**  
 （P21, 124, 125, 130, 157, 167）  
 →（資料編 P166を参照）
- 住まいぬくもり相談室**  
 （P101, 111, 113, 148）  
 自力で住宅を確保することが困難な方を包括的に支援するための相談窓口です。  
 民間賃貸住宅の情報や福祉サービス、行政支援などを提供します。
- 生活支援コーディネーター**（P34, 77, 83）  
 →「地域支え合い推進員」
- 成年後見制度**（P41, 102, 106, 107）  
 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、その方を援助する人を選任する制度です。家庭裁判所に申立てをすることにより援助者が選ばれる法定後見制度と、将来判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ誰に何を援助してもらうかを契

約しておく任意後見制度の二つがあります。

- セーフティネット**（P80）  
 ライフセーフティネットワークのことで、ひとりぐらしや高齢者のみ世帯の方など、日常生活に不安があり見守りや何らかの支援が必要な人を対象に、さらに困難な状況に陥らないよう、安全網として用意する制度や仕組みのことです。

## タ行

- ターミナルケア（終末医療）**（P64, 91）  
 治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療や介護のことです。延命のための治療よりも、QOL（生活の質）の向上を目指し、身体的苦痛や死への恐怖をやわらげ、残された人生を充実させることを重視します。
- 多摩南部成年後見センター**  
 （P102, 105, 107）  
 調布、日野、狛江、多摩、稲城の5市が共同運営する成年後見センターです。第三者による成年後見を受けることが困難な、所得や財産のない方に、後見事務を提供するために設立された法人です。  
 判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送るうえで必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担っています。
- 地域共生社会**  
 （P3, 68, 70, 71, 133, 162）  
 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参



画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

平成29年2月7日、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部によって、「地域共生社会」の実現に向けた当面の改革工程が取りまとめられました。

#### • 地域ケア会議

(P32, 77, 79, 101, 104, 128, 135, 147, 149)

地域包括支援センターが、担当地区ごとに行う会議で、自治会や民生委員、ケアマネジャーのほか、医療機関など地域の関係団体に参加を呼びかけ、高齢者が抱える課題を共有し、解決に向けた検討を行うため実施しています。

#### • 地域支え合い推進員

(P34, 63, 77, 79, 83, 88, 89, 135)

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を構築することを目的として設置されます。サービス提供体制の構築に当たっては、地域の様々な関係者と情報交換することで地域高齢者の福祉ニーズを把握し、そのサービスの開発や生活支援の担い手の育成などを行います。

#### • 地域支援事業

(P91, 117, 128, 129, 141, 149, 155)

→ (資料編 P168を参照)

#### • 地域福祉権利擁護事業 (P107)

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の援助等を行う事業です。①福祉サービス利用援助事業、②当該事業に

従事する者の資質向上のための事業、③福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発事業に分類されます。調布市社会福祉協議会が実施しています。

#### • 地域福祉コーディネーター (P77, 79, 89)

制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し、地域福祉を育むことにより、生活課題の解決に向けた取組を行います。

地域の生活課題やニーズを発見し、受けとめ、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行います。

#### • 地域包括ケアシステム

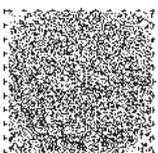
(P3, 57, 68, 69, 70, 71, 74, 78, 91, 130, 142, 147)

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みをいいます。国では、団塊の世代が75歳以降の後期高齢者になる平成37年(2025年)を目途に構築することを国及び各地方自治体の責務として掲げています。

#### • 地域包括ケア「見える化」システム

(P133, 134, 149)

介護保険や医療に関連する情報が地図やグラフを用いて「見える化」され、都道府県や保険者間で比較分析できるシステムのことをいいます。介護保険に関連する情報の一例として、厚生労働省が実施する公的統計調査のデータや自治体ごとの要支援・介護認定データなどがあげられます。地域の特性にあった地域包括ケアシステムを構



築するには、各地方自治体がそれぞれの特徴や課題を客観的に把握することが求められているため、厚生労働省では介護・医療関連情報の「見える化」を推進しています。

#### • 地域包括支援センター

(P13, 21, 29, 30, 32, 37, 39, 40, 41, 42, 73, 77, 78, 79, 80, 81, 84, 89, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 101, 102, 106, 109, 128, 135, 147, 161)

高齢者やその家族が、地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口です。

地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、様々なサービスや地域資源の利用、ネットワーク構築のほか、虐待対応、認知症施策、医療と介護の連携推進を行っています。

#### • 地域マネジメント

(P68, 133, 135, 149)

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組の事です。

地域マネジメントの実施に当たっては、「どのような地域社会を作りたいか」という理念と、その進捗を評価できる具体的な「目標と指標の設定」が重要となります。

#### • 地域密着型サービス

(P19, 21, 23, 124, 130, 132, 136, 147, 155)

→ (資料編 P166を参照)

#### • ちょうふ在宅医療ガイドブック

(P37, 74, 91, 92)

在宅医療をより身近に感じてもらい、利用しやすくするために、在宅医療の実態や仕組み、相談先、終末期の在り方などをわかりやすく記載したガイドブックです。

#### • ちょうふ在宅医療相談室

(P37, 73, 78, 91, 92, 93, 101, 102, 109, 148)

病院医療から在宅医療への円滑な移行を目的として、訪問医の紹介と在宅医療に関する相談を行う窓口です。平成22年度から調布市医師会が運営しています。

#### • 調布市居住支援協議会 (P42, 101, 148)

高齢者、障害者、子育て世代などの民間賃貸住宅への入居が難しい市民（住宅確保要配慮者）の住まいの確保を支援するための協議会で、市内に存する不動産関係団体、居住支援団体、調布市の三者の連携により運営されます。

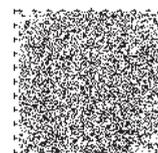
#### • 調布市高齢者家事援助ヘルパー

(P22, 33, 83, 84, 136)

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の市基準の訪問型サービスを提供する、調布市独自のヘルパーです。対象者のお宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理など生活援助を行います。

#### • ちょうふ地域福祉権利擁護センター (P101)

調布市社会福祉協議会が事務局となり、高齢者や障害のある方に対して、福祉サービス利用の援助、預貯金の出し入れや支払いのお手伝い、年金証書や通帳など大切な書類の預かりサービスを行います。



• 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(P21, 124, 157)

→ (資料編 P166を参照)

## ナ行

• 日常生活圏域

(P13, 77, 130, 132)

地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を総合的に勘案し、介護サービスの基盤整備を進めるうえで目安とする区域です。

• 認知症カフェ (P74, 99)

認知症の人やその家族が、地域の人や医療・介護職や認知症サポーターなどの専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場です。介護者の負担軽減や認知症についての正しい知識の普及などを通して、認知症の人や家族を支える地域のつながりを深めることが期待されています。

• 認知症ケアパス (P38, 91, 95)

認知症が疑われる状態から、症状が進み常に介護が必要な状態に至るまで、症状や状態に応じて受けられる医療やサービス、相談窓口、本人・家族の心構えを一連の流れとして示したものです。

調布市では、これらを「認知症ガイドブック」という冊子にまとめています。また、このガイドブックは、行政だけでなく、市民、介護福祉関係者、医療関係者のそれぞれが取り組むことを示すことで、地域全体で認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためのガイドブックになっています。

• 認知症サポーター養成講座

(P38, 74, 98, 110, 135)

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座です。受講者には認知症の方を支援する目印としてオレンジリングが授与されます。

• 認知症サポート医 (P74, 91, 95)

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センターなどとの連携の推進役となる医師のことです。地域で、医療と介護が一体となって認知症の方を支援する体制を構築することを目的に、厚生労働省が研修を実施し、養成しています。

• 認知症疾患医療センター

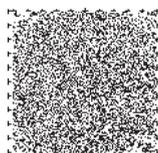
(P39, 74, 94, 95, 96)

地域における認知症医療の中心的役割を担う専門的医療機関です。都道府県及び指定都市が指定するもので、東京都が整備を進めています。認知症に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に関する急性期治療及び地域の医療・介護との連携、相談などを実施します。調布市では青木病院が指定されています。

• 認知症地域支援推進員

(P29, 39, 78, 94, 95)

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う者です。市内の各地域包括支援センターに配置されています。



## ハ行

### • 被保険者

(P22, 26, 27, 117, 118, 119, 129, 134, 141, 142, 143, 144, 156, 158)

介護保険の加入者であり、介護を必要とすることが発生した際、保険給付の対象となる方です。65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満で医療保険加入者の第2号被保険者に分かれます。

## マ行

### • メディカルソーシャルワーカー (MSW, 医療ソーシャルワーカー) (P64, 91)

病院等の保健医療の場において、社会福祉の立場から患者やその家族が抱える経済的、心理的、社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。

具体的には、①経済的問題の解決、調整援助、②療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助、③受診・受療援助、④退院（社会復帰）援助、⑤地域活動を、患者の主体性やプライバシーの尊重を重視しつつ行っています。

### • もの忘れ相談医 (P91, 94, 95)

調布市医師会に加入し、かかりつけ医認知症対応力向上研修を受けた医師等で、認知症診療について対応する医療機関として公表することを了解した医療機関です。認知症の早期発見・対応のために高齢者や家族の相談に応じます。

### • もの忘れ相談シート (P91, 94)

家族や相談機関、医療機関が連携して一貫した支援を続けるための情報共有に用い

られるシートです。家族が記入する認知症の方の状態を記載するシート、相談機関におけるサービスの利用状況等を記載するシート、医療機関で診断結果等を記載するシート、専門医療機関ともの忘れ相談医、診療所の医師同士で連携を図るためのシートなどがあります。認知症についての心配があるが、必要な支援につなげていない方を支援につなげるために用いられます。

## ヤ行

### • ユニバーサルデザイン (P67)

年齢、性別、国籍、個人の能力などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境やその他の環境を作りあげていくことをいいます。

## ラ行

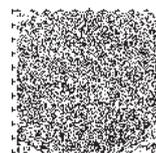
### • 療養病床 (P64, 111, 128)

病院または診療所の病床のうち、急性期の治療を施す「一般病床」とは別に、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもので、「医療療養病床(医療保険財源)」と「介護療養病床(介護保険財源)」があります。

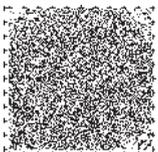
このうち、介護療養病床については平成28年度末に廃止となり、「医療機能を内包した施設系サービス(I型・II型)(→「介護医療院」)」と、「医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設(医療外付け型)」の3種類の施設に移行されました。

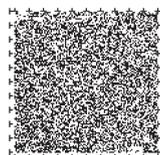
### • レスパイト (P42, 109)

休息、休養などを意味します。介護を要する高齢者や障害者の家族を、一時的に一定の期間、介護から解放することによって、



日頃の疲れを回復し、一息つけるようにすることを、レスパイトケアといいます。





---

---

## 調布市高齢者総合計画

第7期（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）

---

---

発行日 平成30年3月

刊行物番号
-------

発行 調布市

2017-248
----------

編集 調布市福祉健康部 高齢者支援室

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

（電 話）042-481-7149（直通）

（ファクス）042-481-4288

（U R L）<http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

---

---

